

小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程

平成21年12月25日

訓令第32号

小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程(平成18年小美玉市訓令第68号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、小美玉市公用バス(以下「公用バス」という。)の管理及び使用に関し必要な事項を定め、公用バスの円滑適切な運行を図ることを目的とする。

(使用の基準)

第2条 公用バスは、次に定めるところにより使用を許可するものとする。

- (1) 市の執行機関及び議会がその職務を遂行するのに使用するとき。
- (2) 市議会議員及び市職員の福利厚生事業に使用するとき。
- (3) 公共的団体(以下「団体」という。)が、別表に定める基準に従って使用するとき。

(使用の制限)

第3条 公用バスの使用に当たっては、原則として、次の事項の制限を設ける。

ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 走行距離 1日当たり400キロメートル以内
- (2) 使用期間 2日以内
- (3) 使用時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 乗車人員 27人乗りバス 10人以上、40人乗りバス 20人以上
- (5) 年齢制限 6歳未満の乳幼児の乗車はできないものとする。

(運休日)

第4条 公用バスの運休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日から1月4日までの日及び12月28日から12月31日までの日
- (4) 車両整備に必要な日

(使用申請)

第5条 公用バスの使用を申請できる者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 第2条第1号から第2号までに規定するものは、担当課長とする。
- (2) 第2条第3号に規定するものは、公用バスを使用する団体の責任者とする。

2 申請者は、公用バス使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に乗車する者の名簿(様式第2号。以下「乗車名簿」という。)を添えて市長に申請しなければならない。ただし、前項第2号に規定する申請者の申請は、団体を所管する担当課長を経由して行うものとする。

3 申請書の受付期間は、公用バス使用予定日の3箇月前から10日前までとする。ただし、緊急の用務による場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 市長は、公用バスの運行を許可するときは、公用バス使用許可書(様式第1号)を交付するものとする。

(管理事務)

第7条 公用バスの運行管理事務は市民協働課、車両管理事務は管財課がつかさどる。

(使用責任者の遵守事項)

第8条 使用責任者は、公用バスの使用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全運転を阻害するような行為をしないこと。
- (2) 乗員名簿にない者を乗車させないこと。
- (3) 運転手の指示に従うこと。

(4) 申請書に記載した運行経路を遵守すること。

(使用者負担)

第9条 公用バスを使用したときの使用者負担は、燃料代、通行料、駐車料及び運転手に係る費用とする。

(損害の賠償)

第10条 第5条第1項第2号に規定する申請者は、車体又は車内設備器具を故意又は重大な過失により破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(運転手の義務)

第11条 運転手は、運行に支障のないよう整備、点検を常時実施し、運転中事故が発生したときは、総務課長を通じ速やかに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 運転者は、公用バス自動車乗務員作業日報(様式第3号)を記入し、運転状況を明確にしておかなければならない。

3 運転手は、安全な運転を継続するために定期的に健康診断を受け健康管理に努めなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は公布の日から施行し、改正後の小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程は平成21年6月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

公共的団体(以下「団体」という。)が公用バスを使用することができる基準は、次のとおりとする。

(1) 公用バスを使用するのに適していると団体を所管する担当課長が認める団体。

(2) 公用バスの使用は、次のアからキまでのいずれにも該当するものであること。

ア 行政上の効果が高いものであること。

イ 公益性を増進させるものであること。

ウ 市として奨励すべきものであること。

エ 団体の規模は行政区単位以上であること。

オ 行政区の使用申請者は区長であること。

カ 老人クラブ等敬老団体も行政区単位以上の規模であること。

キ 同一団体の年度内使用回数が2回以内であること。

(3) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に規定する旅行業又は旅行業者代理業を営む者が同乗しないこと。

様式第1号(第5条、第6条関係)

様式第1号(第5条、第6条関係)

令和 年 月 日

小美玉市長 様

団体名
申請者名
住 所
電話番号

公用バス使用許可申請書

小美玉市公用バスを下記により使用したいので、小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程第5条により申請いたします。

1 使用バス ※使用するバスの台数をご記入ください	40人乗りバス [] 台 27人乗りバス [] 台		
2 使用期間 ※2日以内 8:30~17:00 ※同一団体の使用は年度内2回以内	令和 年 月 日() 時 分から	令和 年 月 日() 時 分まで	
3 使用目的			
4 使用の基準	小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程第2条第 号該当		
5 目的地及び経路 ※走行距離は1日当たり400キロメートル以内	行程(別紙添付: 有・無)		
	乗車場所	発車時間	
6 乗車人員	男 人 女 人 計 人		
7 乗車責任者連絡先	(氏名)	(連絡先)	
8 担当課長の承認	上記の申請は公共的団体であり、小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程第2条第3号に該当しているものと認めます。		担当課承認済 <input type="checkbox"/>
使用者が負担する費用	小美玉市公用バス管理及び使用に関する規程第9条に該当する使用者が負担する費用を確認しました。		<input type="checkbox"/>

備考 使用者が負担する費用とは「燃料代」「通行料」「駐車料」「運転手に係る費用」を指す。

公用バス使用許可書

様

上記のとおり、使用を許可します。
令和 年 月 日

小美玉市長



様式第2号(第5条、第8条関係)

様式第2号(第5条、第8条関係)

公用バス乗車名簿

使用者(所属・名称)

番号	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※年齢制限 6歳未満の乳幼児の乗車はできません。

様式第2号（第5条、第8条関係）

公用バス乗車名簿

使用者（所属・名称）

番号	氏名	住所	電話番号	備考
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

※年齢制限 6歳未満の乳幼児の乗車はできません。

様式第3号(第11条関係)

様式第3号(第11条関係)

公用バス自動車乗務員作業日報

年 月 日 (曜日) 天気 県内 県外

自動車登録番号	運転手氏名	運転手体温		酒気帯びの有無 (検知器の数値)	
号		朝	夕	有 ()	無
		℃	℃		

団体名		乗車人数 名
-----	--	-----------

出発地・到着地(主な経過地)		時 間	乗務距離	備考
本庁車庫	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		
	出発	:		
	到着	:		

燃料等	軽油	
	オイル	

公用バス点検表

点検箇所		点検内容	結果	点検箇所		点検内容	結果
運転者 席・車室	エンジン	かかり具合・異音 低速・加速の状態	良・否	その他	消火器	有 無	良・否
	ブレーキ具合	踏みしろ・効き具合	良・否		非常信号用具 停止表示板	有 無	良・否
	駐車ブレーキレバー	引きしろ	良・否		工具・車輪止め	有 無	良・否
	空気圧力計	空気圧の上り具合	良・否		検査証・保険証	有 無	良・否
	ブレーキバルブ	排気音	良・否		定期点検整備記録簿	有 無	良・否
	ウインドウォッシャー	液量・噴射状況	良・否		客席(シートベルト)	装着状況の具合	良・否
	ワイパー	払拭状態	良・否	前日における異常箇所			
	方向指示器 灯火装置	動作	良・否	不良箇所及びその処置			
	扉連動ランプ 室内灯・足元灯	点灯・汚れ・損傷	良・否				
	後写鏡・反射鏡 室内鏡	写影状態	良・否				
前部	前方照示灯 方向指幅減表示灯	点検・点滅具合 汚れ・損傷	良・否	運行	可・否		
	タイヤ	空気圧・異常摩耗 損傷・亀裂の深さ 溝の深さ ディスク・ホイールの 取付状態	良・否	給油伝票貼り付け			
後部	潤滑装置	エンジンオイルの量	良・否	終業 点検			
	ファンベルト	張り具合・損傷	良・否				
	ラジエータ	冷却水の量	良・否				
	ブレーキオイル	リザーバタンクの液量	良・否				
	バッテリー	バッテリー液の量	良・否				
	タイヤ	空気圧・異常摩耗 損傷・亀裂の深さ 溝の深さ ディスク・ホイールの 取付状態	良・否		内容	チェック	
	スペアタイヤ	空気圧・固定状況	良・否		ライト類スイッチ	OFF	
	エアタンク	凝水	良・否		室内灯スイッチ	OFF	
	方向指示器・番号灯 尾灯・制動灯・後退灯 非常点滅表示灯 他	点灯・点滅具合 汚れ・損傷	良・否		行燈スイッチ	OFF	
					エアコンスイッチ	OFF	
			メインスイッチ	OFF			
			車両清掃	車体			
			車内				
			輪止め	設置			
			ドアロック	施錠			